

輪之内町農業委員会告示第2号

農地改良届に関する指導要綱をここに定める。

令和2年2月5日

輪之内町農業委員会会長 棚橋 政行

農地改良届に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）について、埋立て、盛土又は掘削する行為（以下「農地改良」という。）をしようとする者に対し、適正な指導を行うことにより、当該農地改良による隣地等への被害を防止し、農地として秩序ある利用と保全を図るものとする。

(定義)

第2条 農地改良とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者（以下「事業主」という。）が行う農地の盛土又は掘削等の行為をいい、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は、法第4条第1項又は第5条第1項に規定する農地を農地以外のものにする行為であり、農地改良には該当しないものとする。

(手続)

第3条 農地改良を行うときは、農地改良届出書（別記様式1）により、あらかじめ輪之内町農業委員会（以下「農業委員会」という。）に届け出なければならない。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 誓約書（別記様式2）
- (3) その他農業委員会が必要とする書類

(農地改良の留意事項)

第4条 事業主は、農地改良を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 農地改良を行わなくてはならない必要性が認められること。
- (2) 事前に隣接地の所有者及び耕作者の同意を得ること。
- (3) 事業主の所有又は利用する農地には違反がないこと。また、原則として不耕作地がないこと。
- (4) 一般廃棄物や産業廃棄物を使用して施工しないこと。
- (5) 農地改良期間は、3月以内であること。
- (6) 表土には農作物の生育に適した耕作土を、原則として50センチメートル以上確保すること。
- (7) 農地改良完了後の仕上がり面については、公道や周辺農地と著しい段差がないこと。仕上がり面は、原則として必要性や作付計画で判断できる必要最小限の高さとするが、隣接道路面から30センチメートルを上限とする。なお、営農上やむを得ず上限を超えて嵩上げが必要なときは、周辺の道路等に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
- (8) 農地改良によって、仕上がり面を隣接道路面及び隣地面より高くする場合は、被害防除策として素掘側溝等を設置しなければならない。
- (9) 搬入土は、発生場所、発生工事内容、土質、土量等を明らかにすること。
- (10) 農地改良完了後の作付計画を明らかにすること。

(事業主への指導)

第5条 農業委員会は、農地改良完了後計画どおりに作付けが行われているか現地確認を行い、作付けが行われていないときは、農地として適正な利用が確保できるよう事業主を指導するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。